

議案第 68 号

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年川崎市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条を次のように改める。

第 26 条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する規定について所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。